

写

30 消 安 第 4301 号

平成 30 年 11 月 30 日

農薬製造者等 宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の優先審査について

「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）による改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 6 項及び第 7 条第 4 項により、病虫害の防除等に特に必要性が高い農薬や、他の農薬と比較して特に安全性が高い農薬については、他の農薬の審査に優先して審査を行うように努めるものとされたところである。

この優先審査の対象となる農薬が満たすべき条件（以下「優先審査基準」という。）については、農業資材審議会農薬分科会において別紙 1 のとおり決定されたところである。

ついで、この優先審査を希望する製造者又は輸入者は、別紙 2 に従って、農薬の登録又は変更の登録の申請に当たり、農薬の優先審査希望書及びその根拠となる資料を提出されたい。

なお、都道府県から早期登録要望が提出されているかどうかを優先審査基準の一つとしているので、都道府県と十分に連携して対応いただきたい。

平成 30 年 10 月 5 日
農業資材審議会農薬分科会決定
令和 7 年 7 月 25 日一部改正

優先審査基準

- 1 「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 53 号)による改正後の農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの」とは、以下のいずれかを満たすものとする。
 - 有効な防除手段がないため(例えば、既登録農薬数が 0～1)、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、防除上の現場ニーズが高いこと
 - 新規の作用機作を持つこと
 - 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること
- 2 法第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いもの」とは、以下を指すものとする。
 - 適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いこと(例えば、無毒性量(NOEL)が 10 倍大きい)

農薬の優先審査希望書

年 月 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

住所
会社名
代表者氏名

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 6 項（法第 7 条第 4 項）に規定する他の農薬の審査に優先して審査が行われることを下記のとおり希望します。

記

- 1 農薬名：
- 2 有効成分名：
- 3 該当する優先審査基準（以下、該当する□に✓を記入すること）：
 - ☐ 有効な防除手段がないため（例えば、既登録農薬数が 0～1）、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、防除上の現場ニーズが高いこと → ①へ
 - ☐ 新規の作用機作を持つこと → ②へ
 - ☐ 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること → ③へ
 - ☐ 適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いこと（例えば、無毒性量（NOAEL）が 10 倍大きい） → ④へ

① 有効な防除手段がないため（例えば、既登録農薬数が 0 ～ 1 ）、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、防除上の現場ニーズが高いこと

○ 早期登録要望を提出している都道府県名

○ 防除手段が他にない又は少なく、防除上の現場ニーズが高いことに関する根拠（資料を添付しても良い）

② 新規の作用機作を持つこと

○ 新規の作用機構を持つ根拠（資料を添付しても良い）

③ 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること

○ 早期登録要望を提出している都道府県名

○ 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものであることの根拠（資料を添付しても良い）

④ 適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いこと（例えば、無毒性量（NOAEL）が 10 倍大きい）

○ 人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いことの根拠（資料を添付しても良い）

- 比較対象とする農薬及びその理由
- 毒性が十分低いとしている種（ヒト、魚等）
- 関連する試験データ